

第 号
令和 年 月 日

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名) 殿

_____ 国税局長 _____

酒類の公正な取引に関する基準の遵守について（指示）

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 91 条《質問検査権》に基づき、あなた（貴社）の酒類の取引状況について調査したところ、下記のとおり、同法第 86 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「酒類の公正な取引に関する基準（平成 29 年 3 月国税庁告示第 2 号）」を遵守したものとなっていないことから、早急に改善を図ってください。

さらに、適切な改善策を講じた上で、同法第 86 条の 3 第 4 項の規定に基づき、令和 年 月 日までに報告することを指示します。

なお、指示に従わない場合には、同法第 86 条の 3 第 5 項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

また、指示に従わなかった場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、同法第 86 条の 4 の規定に基づき酒類の公正な取引の基準を遵守すべき旨を命令することがあります。

記

- 1 調査対象期間 平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
2 内 容 別紙のとおり

(照会先) _____ 国税局 _____
(電話: _____)

この文書による行政指導の責任者は、_____ 国税局長です。

(注 1) 別紙として「酒類の取引状況等実態調査で把握した問題点等」(CC1-5739)を添付する。

(注 2) 「酒類に関する公正な取引のための指針(抄)」(CC1-5739-3)及び「酒類の公正な取引に関する基準を定める件」(CC1-5739-8)を添付する。